

重国籍制度に関する比較社会学的研究 (1)

—現代日本における重国籍者を巡る言説とその論点について—

青森公立大学 佐々木てる

1 報告の背景

重国籍をめぐる問題は、2000年代に一時活発に議論されていた。たとえば2001年に超党派の議員連合が「国籍選択制度・国籍留保届の廃止に関する請願」が国会に提出され、また日本弁護士連合会も2008年に「国籍選択に関する意見書」を提出して重国籍制度の導入、国籍法の改正を求めてきた。しかしリーマンショック後の経済不況、東日本大震災、そしてその後新人種主義、ヘイト・スピーチの台頭などの社会不安により、国籍に関する議論自体がたち消えてになっていった。

ところが、2016年当時の民主党代表の蓮舫議員の「二重国籍状態」に注目が集まると、あたかもその状態が重大な違法行為であるかのような言論が噴出しはじめた。各メディアにおいても、重国籍に関して取り上げたものの、正確な情報が伝わらない状態が続いた。その反面、インターネット空間においては、重国籍状態におかれている人々に対しバッシングが続き、その影響は実生活にも及ぼしはじめている。例えば、アルバイト先で重国籍ということ採用されなかった、重国籍であるためパスポートの申請自体が断れた、職場で重国籍状態は「違法である」といった決定がなされたなど様々な報告がある。特に大学では、22歳時に国籍選択をしなければならない学生を抱えており、「学生自身も不安を口にしている」との報告もある。さらに国籍選択の問題で子どもの国籍が剥奪されるという事案、海外で国籍を取得したことで自動的に日本国籍を失った事案など、国を相手どった訴訟が生じているケースもある。

国籍については、国側も国籍法およびその運用上の問題の結果として、従来必ずしも適切な法的方途がとられてこなかった。他方、国籍制度に対する無理解などを前提として、このようなマス・ヒステリーにも似た現象が一部の世論において生起する等、制度と社会意識との間の著しい乖離は放置しがたい状況を呈しているといえるのが現状である。

2 議論の中心と論点

本報告では前述の背景を前提として下記の点について論点を提出し、報告を行うものである。①重国籍に関する議論では多くの場合法律解釈や、それが違法であるかどうか論点となる。しかしながらその判断は法学者の間でも議論がわかれる。そのためここではなぜ「重国籍者」に対するバッシングが行われたのか、その社会的背景を確認する。そこには世界的な保守化の傾向、日本における格差（新階級）社会の現状、東アジアの緊張状態といった日本社会が直面している問題があるといえるだろう。ここでは日本社会の閉塞状況、すなわち国民ひきこもり状態について論じる。②現在の特徴を浮かびあがらせるため、重国籍に関するここ20年程度の議論を振り返る。昨今の重国籍者に対するバッシングは、蓮舫議員の事例以後のことであり、それ以前は多くの場合、許容されていたか、議論にのぼらなかったことが指摘できるだろう。③これらの議論を統括して、重国籍を認めるための法改正の自然さと、重国籍に関する認識もしくは心情的な反対というギャップについて論点を提出し、この問題の確信にせまることにする。

なお報告においては若干の事例を紹介するが、主に議論の枠組み、重国籍に関する言説を中心に分析をおこなうこととする。